

日バス協技第112号
平成31年4月25日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤憲一

乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた
事業用自動車の安全確保の徹底について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について国土交通省自動車局安全政策課長より、「4月21日（日）神戸市JR三宮駅前にて乗合バスが赤信号で横断歩道に進入して歩行者をはね、死者2名、重軽傷者6名という事故が発生した。事故原因は調査中であるが、基本的な安全確認不足によるものと思われ、自動車運送事業の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、4月27日（土）から始まる大型連休に向けて、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう会員事業者へ周知されたい。」との依頼がありました。

つきましては、貴協会において、別紙の下記事項にある運転者に対する指導監督等をご了知されるとともに、貴協会傘下の事業者に対して周知方をお願いいたします。

担当：技術安全部 横山
電話：03-3216-4015



国自安第7号
平成31年4月24日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

4月21日（日）、神戸市JR三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で進入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるという基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

このため、特に大量の輸送需要が見込まれる4月27日（土）から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すために、下記事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、以下のことを徹底すること。

- (1) 運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
- (2) 運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。

